

令和4年11月12日

決 議 文

日本を取り巻く国際情勢は緊迫の度合いを強めています。

変化が激しい現代に順応できる日本国憲法が求められています。

憲法改正の主役は国民です。

今こそ、国民が立ち上がり憲法改正の発議を求める国民運動を巻き起こすときであります。

我々は、ここ山梨の地から憲法改正に向けた運動を起こし、日本の未来を創る憲法改正に向けて行動するべく、以下決議します。

- 一、日本の歴史と伝統に基づいて、国民の生命と財産を守ることでできる憲法の制定を目指します。
- 一、各政党の憲法提言をもとにして、速やかに改正原案が作成されて国会発議が行われるように国会に要望していきます。
- 一、社会の基盤となる家族の絆を大切にする社会の実現、子どもたちが道徳心を育み未来に希望が持てる教育の実現、日本の領土を自らが守れる社会の実現を目指して国民意識の啓発に努めます。

以 上